

建設業の許可の概要

建設業の許可の概要

建設業を営もうとする者は、軽微な工事(※)を除いて、建設業法に基づく建設業の許可を受けなければなりません。

1 建設業許可のあらまし

(1) 許可が必要な場合

軽微な工事※以外の工事の請負いを業とする場合は、工事の種類ごとに許可業種に該当する許可が必要です。

※ 軽微な工事とは、

建築一式工事では、請負代金の額が1,500万円未満の工事又は延べ面積が150平方メートル未満の木造住宅工事。その他の工事では、請負代金の額が500万円未満の工事。

(2) 許可の区分・業種

ア 区分

○ 知事許可と大臣許可

- ・ 2以上の都道府県に建設業を営む営業所を設ける場合 … 国土交通大臣許可
- ・ 1の都道府県だけに建設業を営む営業所を設ける場合 … 都道府県知事許可

○ 一般建設業の許可と特定建設業の許可

- ・ 発注者から直接請け負う(元請)1件の工事につき、合計3,000万円(建築一式は4,500万円)以上となる下請契約を締結して工事を施工する場合 … 特定建設業の許可
- ・ 上記以外の場合 … 一般建設業の許可

イ 許可業種

次の28の建設工事の種類ごとに、それぞれ対応する業種の許可を受けることになります。

建設工事の種類と建設業の許可業種(28業種)

建設工事の種類	許可業種	建設工事の種類	許可業種
[1] 土木一式工事	土木工事業	[15] 板金工事	板金工事業
[2] 建築一式工事	建築工事業	[16] ガラス工事	ガラス工事業
[3] 大工工事	大工工事業	[17] 塗装工事	塗装工事業
[4] 左官工事	左官工事業	[18] 防水工事	防水工事業
[5] とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	[19] 内装仕上工事	内装仕上工事業
[6] 石工事	石工事業	[20] 機械器具設置工事	機械器具設置工事業
[7] 屋根工事	屋根工事業	[21] 熱絶縁工事	熱絶縁工事業
[8] 電気工事	電気工事業	[22] 電気通信工事	電気通信工事業
[9] 管工事	管工事業	[23] 造園工事	造園工事業
[10] タイル・レンガ・ブロック工事	タイル・レンガ・ブロック工事業	[24] さく井工事	さく井工事業
[11] 鋼構造物工事	鋼構造物工事業	[25] 建具工事	建具工事業
[12] 鉄筋工事	鉄筋工事業	[26] 水道施設工事	水道施設工事業
[13] ほ装工事	ほ装工事業	[27] 消防施設工事	消防施設工事業
[14] しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	[28] 清掃施設工事	清掃施設工事業

(3) 許可の有効期間

5年間(5年ごとに更新手続が必要。)

(4) 許可の手数料(都道府県知事許可の場合)

新規：9万円 業種追加：5万円 更新：5万円

2 許可の基準の概要

次の(1)～(5)のすべてを満たさなければなりません。

(1) 経營業務の管理責任者を有していること

法人である場合には、常勤の役員（取締役等）のうちの1人が、また、個人である場合には本人又は支配人のうちの1人が、建設業の経營業務の管理責任者としての経験（原則、申請業種について5年以上）を有していること。

(2) 専任技術者の配置していること

許可を受けようとする建設業に関する一定の資格又は実務経験（原則10年以上）を有する技術者を営業所に専任で配置していること。

(3) 請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

当該法人、その役員、支店長、営業所長などが請負契約に関して不正・不誠実な行為をするおそれが明らかな者（暴力団の構成員等）でないこと。

(4) 財産的基礎又は金銭的信用を有していること

ア 一般建設業

次のいずれかに該当すること。

- ・ 自己資本の額が500万円以上であること。
- ・ 500万円以上の資金を調達する能力を有すること。
- ・ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること。（許可更新時）

イ 特定建設業

次のすべてに該当すること。

- ・ 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。
- ・ 流動比率（流動資産／流動負債×100）が75%以上であること。
- ・ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。

(5) 過去において一定の法令の規定等に違反した者等でないこと。

例えば

- ・ 許可の取消処分を受けて欠格期間5年を経過しない者
- ・ 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（支配人、営業所の長、法人の役員等に該当者がある場合を含む。）
- ・ 建設業法等(※)に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（支配人、営業所の長、法人の役員等に該当者がある場合を含む。）

※【対象となる法律等】

建設業法、建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、労働基準法、暴力団対策法、刑法の傷害罪、暴行罪、脅迫罪など

など

3 許可申請の流れ（都道府県知事許可の場合）

ア 建設業の許可を受けようとする方は、主たる営業所の存する区域を管轄する都道府県知事へ申請してください。（なお、山口県の場合、申請の窓口は、主たる営業所を管轄する各地域の土木建築事務所になります）

イ 知事は、申請者が建設業の許可業者として法令に定められた要件を満たしているか審査をします。

ウ 知事は、要件を満たしていると判断した場合は、許可の処分をするとともに申請者へ許可を通知します。

あるいは、要件を満たしていない場合、又は許可をしてはならない場合は、不許可の処分を行い申請者へ不許可の通知をします。

4 許可申請の手続（山口県知事許可の場合）

- (1) 申請書様式の入手
 (社)山口県建設業協会の各支部で販売しています。
 国土交通省のホームページからダウンロードし、印刷して使用することもできます。
 (→ http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000086.html)
- (2) 申請書の作成
 申請書に必要事項を記入し、(証明書への押印等)、添付書類を作成、用意します。
 (申請書がきちんとそろっていないと受理できません。初めて申請される場合は、申請書に下書きするなどし、申請前にあらかじめ申請窓口にて御相談ください。)
- (3) 申請窓口へ提出
 申請書を主たる営業所を管轄する土木建築事務所に提出します。
- (4) 審査、営業所調査等
 県では、提出された申請書に基づき、内容審査、確認、営業所調査等を行います。
- (5) 許可の通知
 審査の結果、許可要件を満たしていると判断された場合には、許可通知書が申請窓口を通じて交付されます。

※申請窓口

主たる営業所の所在地を所管する土木(建築)事務所の総務課

土木(建築)事務所	所在地	電話番号
岩国土木建築事務所	岩国市三笠町1-1-1	(0827)29-1540
柳井土木建築事務所	柳井市南町3-9-3	(0820)22-0396
周南土木建築事務所	周南市毛利町2-38	(0834)33-6471
防府土木建築事務所	防府市駅南町13-40	(0835)22-3485
宇部土木建築事務所	宇部市琴芝町1-1-50	(0836)21-7125
下関土木建築事務所	下関市貴船町3-2-1	(083)223-7101
長門土木建築事務所	長門市東深川1875-1	(0837)22-2920
萩土木建築事務所	萩市江向河添沖田531-1	(0838)22-0043

※申請書の販売窓口

(社)山口県建設業協会の各支部

支部:	所在地	電話番号
岩国	岩国市麻里布町3-8-17 岩国建設会館内	(0827)21-6215
玖珂	岩国市玖珂町6269 玖西土木協会内	(0827)82-2125
柳井	柳井市南浜1-3-20 柳井土木建設業協同組合内	(0820)22-0233
大島	大島郡周防大島町大字久賀2541-1 大島工友会館内	(0820)72-0227
周南	周南市毛利町3-14 徳山建設会館内	(0834)21-2355
防府	防府市大字新田2033-1 三田尻中関港湾福祉センター内	(0835)24-3003
山口	山口市湯田温泉1-3-3 山口交友会館内	(083)922-1120
阿東	阿武郡阿東町生雲中169-1 阿東土木工友会館内	(083)954-0118
宇部	宇部市恩田町2-22-2 恩田ビル内	(0836)31-5979
美祿	美祿市大嶺町東分3459-3	(0837)52-0403
下関	下関市貴船町3-1-3 下関土木協会内	(083)222-6793
豊田	下関市豊田町矢田428 豊田土木協力会内	(083)766-0253
長門	長門市東深川1317-2 長門建設業会館内	(0837)22-2325
萩	萩市大字江向548 萩建設会館内	(0838)25-2526